

阪南市市民活動センター運営業務委託仕様書

阪南市市民活動センター夢プラザ（以下「夢プラザ」という。）の委託業務について、受託者は、本仕様書に基づき夢プラザの施設及び設備の適切な維持管理を行うとともに、円滑な運営を行うこととする。

I 業務目的

市民をはじめ、地縁団体、市民公益活動団体など多様な主体間をつなぐコーディネートを生業とする民間事業者の有する専門知識並びに技能などを活かし行うことにより、プラットフォームとしての機能を十分に発揮し、地域の活性化を図ること及び市民をはじめ多様な主体と行政による「協働によるまちづくり」の推進を図ることを目的とする。

II 業務期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間
(2022年4月1日～2026年3月31日)

II 実施場所

阪南市尾崎町1丁目18番15号（阪南市地域交流館3階）
(事務室、活動ルーム1・2・展示室)
※事務所スペース内に老人クラブ連合会事務所が併設

III 開所時間及び休所日

(1) 開所時間 午前9時～午後5時

(2) 休所日 月曜日、火曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（これが月曜日及び火曜日に当たるときは、交流館の休館日と合わせること。）、12月29日から翌年1月3日まで

(3) 市長が特に必要と認める日

※ただし、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休所することができる。

IV 業務内容

1. 運営等に関する業務

- ① 活動ルーム1・2・展示室の貸し出し業務
- ② 活動ルーム等の使用受付、使用予約、使用後の報告に関する業務
- ③ 夢プラザの利用促進に関する業務（パンフレット作成、各種手続関係書類等）

④ 夢プラザの附属設備、器具備品等の使用に関する業務

(注 印刷機は、運営団体が市の許可を得て業者と委託契約を行い設置するものとする。その利用料金は運営団体の収入とする。)

⑤ 利用状況（利用者数、相談件数、印刷機等の利用件数など）に関する資料の作成と報告に関する業務

⑥ 夢プラザの施錠・開錠に関する業務

※「1. 運営等に関する業務」について、市と協議のうえ、業務の一部再委託等も可とする。

2. 実施事業に関する業務

(1) 市民協働に関する相談・コーディネート業務

- ① 市民協働が効果的に展開されるように、市民と行政及び市民相互の協働を促進する
- ② 市民協働事業提案制度に基づく提案事業に係る相談に応じる
- ③ 協働を推進するため、先進地視察や研修への参加に努める
- ④ 市内外における協働の事例の収集と整理・提供

(2) 市民公益活動を促進するための業務

- ① 夢プラザの機関誌の発行・配布（年4回以上）及びバックナンバーのウェブサイト公開
- ② 市民公益活動に関係する他団体の機関誌や図書資料の収集及び提供
- ③ 市民公益活動に関係するイベント・講座・助成金等支援情報の収集及び提供
- ④ 夢プラザのウェブサイト、SNSなどを活用した情報発信
- ⑤ 市民公益活動団体の登録受け付け事務（阪南市市民公益活動団体登録要綱を順守すること）（新規・更新・変更・抹消）
- ⑥ 市民公益活動団体の情報ファイルの作成・管理
- ⑦ 市民公益活動を実施する上での各種相談、助言
- ⑧ 市民公益活動団体の立ち上げを支援
- ⑨ NPO法人設立相談・支援

(3) 多様な市民公益活動を連携する業務

- ① テーマ別、分野別の市民公益活動団体等の出会いの場づくり（市制施行30周年表彰団体含む）
- ② テーマ別、分野別の市民公益活動団体等と地縁団体の出会いの場づくり
- ③ 若い世代、シニア世代の市民公益活動団体等の出会いの場づくり
- ④ 地域へ出かけたり、団体の事業に参加して、市民公益活動団体や地縁団体の状況把握

⑤ 多様な分野・団体、主体が連携・協働できるためのコーディネート

(4) 市民公益活動に関する人材の育成業務

- ① 市民協働事業提案制度の活用促進に関する業務
- ② 夢プラザの運営に関わる人材育成に関する業務
- ③ 市民公益活動の担い手育成のための業務
- ④ 市民公益活動や地域活動を進めている人々との連携に関する業務
- ⑤ これから活動を始めようとする人への相談・助言を行い、また、市民公益活動団体に繋ぐ

※「2. 実施事業に関する業務」について、市と協議のうえ、業務の一部再委託等も可とする。

3. 地域の活性化及び「協働によるまちづくり」を推進していくために重点的に取り組む業務

- ① 市民公益活動や地域活動を活性化させるための夢プラザの運営に関わる人材の育成
- ② まちづくりを担う市民の掘り起こし（プランコンペなど）
- ③ (仮) まちづくり人材バンクの構築・運営
- ④ 市民公益活動団体及び地縁団体の新たな担い手育成
- ⑤ 市民公益活動団体や地縁団体との連携・情報共有
- ⑥ まちづくり協議会的地域運営組織の設立に向けた意識醸成・設立相談・支援
- ⑦ 地域のデジタル化の支援に向けた相談

※「③(仮)まちづくり人材バンクの構築・運営」、「⑥まちづくり協議会的地域運営組織の設立に向けた意識醸成・設立相談・支援については、市も主体的に参加します。

4. その他、夢プラザの設置目的を達成するために必要な事業に関する業務

V 留意点

上記の業務の実施については、下記の事項に留意し、業務を円滑に実施すること。

(1) 夢プラザは公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うことと

し、特定の者に対して有利又は不利となる運営をしないこと。

(2) 阪南市立尾崎公民館、阪南市地域交流館指定管理者等と連携を行い、スムーズな施設管理及び事業を展開すること。

(3) 委託料より物品を購入したときは、購入物品の所有は市に帰属するものとする。

- (4) 市の所有に属する備品については、法令及び阪南市財務規則等の物品の管理原則及び分類に基づいて行うものとする。
- (5) 備品の一覧を備えてその保管にかかる備品を整理し、備品の取得及び廃棄等について市に事前に相談しなければならない。
- (6) 市が設置した備品を破損、不具合等が発生したときは、速やかに市に報告する。
- (7) 夢プラザ運営団体が所有の備品は、その帰属を明確にすること。また、委託期間が終了したときは、自己の責任において直ちに撤去すること。
- (8) その他、この仕様書に記載のない事項については、市と協議を行うこと。